



関所っ子応援金



期間：令和8年3月31日まで

●交付対象要件

次のすべての要件を満たしていること

- ① 令和3年4月1日から令和8年3月31日までに「生まれた子」または「小学校、中学校、高等学校等に入学し、申請日現在で在学している子」を養育していること。
- ② 同一世帯全員が暴力団の構成員でないこと。
- ③ 同一世帯員全員が町税等を滞納していないこと。

●応援金の額

	内 容	応援金の額
①	生まれた子	10万円
②	小学校、中学校、高等学校等に入学した子	5万円



※高等学校等の入学については、中学校等卒業後1年以内に入学した場合に限ります。

●申請期間

出生日、入学日から3ヵ月以内

●申請時必要書類

- 交付申請書
- 住民票謄本（本籍地、続柄記載あり）
- 町税等の未納がない証明書（※下記参照）
- 在学証明書（高等学校等に入学した子の場合）



- ※ 申請年度の前年の1月1日時点で、南関町の住民基本台帳に記録されていない人のうち、満18歳以上の世帯員全員分の提出が必要です。（旧住所地で取得してください。）
- ※ 申請時点で町税等（保育料、使用料等）に未納がある場合は、申請受付できません。

●その他

次の場合は、補助金を返還していただきます。

- ① 交付決定日から1年以内に「子」が転出した場合
- ② 虚偽の申請、その他不正行為があった場合

問合せ先
南関町役場 まちづくり課
電話：0968-57-8501